


承認印	作成印	主管部署	文書番号	発効(最新改訂) 年月日	無効年月 日	(無効日後の)主管 部署保存期間	(無効日後の)配 布先保存期間	備考
		総務部		2019.4.1		10年	無効まで	

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人天竜厚生会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(常勤役員報酬)

第2条 常時勤務する役員には勤務実態に即して次の報酬を支給する。

(1) 理事長の報酬は、以下の範囲内で、定める額とする。ただし、通勤費は別途支給する。

年俸	1201万円～1300万円
----	---------------

①年俸の更改額の更改は、原則として法人業績を基に決定する。

法人業績	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

(2) 副理事長の報酬は、以下の範囲内で、理事長が定める額とする。

年俸	1101万円～1200万円
----	---------------

① 副理事長就任の場合の年俸は、通勤手当を除いた手当を含む就任前一年間の賃金の1.08倍を目安とするが、2号の下限額に届かない場合は下限額として、理事長が定める（千円単位を四捨五入して、万円単位年俸とする。ただし、通勤費は別途支給する）

②年俸額の更改は、人事考課による。人事考課は、法人業績と個人成績を考慮して理事長が決定する。

人事考課	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

(3) 常務理事の報酬は、以下の範囲内で、理事長が定める額とする。

年俸	900万円～1100万円
----	--------------

①常務理事就任の場合の年俸は、通勤手当を除いた手当を含む就任前一年間の賃金の1.05倍を目安とするが、3号の下限額に届かない場合は下限額として、理事長が定める。（千円単位を四捨五入して、万円単位年俸とする。ただし、通勤費は別途支給する）

②年俸額の更改は、人事考課による。人事考課は、法人業績と個人成績を考慮して理事長が決定する

人事考課	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

(4) 常勤医師が役員を務める場合の報酬は、勤務実態を鑑み理事長が定める

(法人業績)

第3条 常勤役員の年俸額の更新にあたっての法人業績は、次のとおり前年度の利益率を目安とすることとする。

法人業績	A	B+	B	B-	C
前年度の利益率	8%以上	5%以上 8%未満	3%以上 5%未満	1%以上 3%未満	1%未満

(常勤役員報酬の更改)

第4条 常勤役員の年俸額の更改は、毎年4月とする。

(常勤役員報酬の支給方法)

第5条 常勤役員の年俸の支給は以下の方法から各自が選択する。

- (1) 年俸の12分の1の金額を該当期間の毎月24日に支給する
- (2) 年俸を毎月支給分と賞与月支給分に分割し、毎月支給分はその12分の1の金額を該当期間の毎月24日に支給し、賞与月支給分は、毎月支給分に賞与支給係数を乗じた金額を賞与支給月に支給する
- 2 支給日が休日にあたる場合はその前日に繰上げて支給する。

(常勤役員以外の報酬)

第6条 常時勤務しない役員及び常時勤務しない評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び評議員の報酬は1回10,000円とする
- (2) 監事の報酬は1回10,000円とする。ただし、監事監査等についても、1回10,000円とする
- (3) 公認会計士の資格を有する監事の報酬は、勤務実態及び勤務内容を鑑み、理事長が定める
- (4) 前1号及び2号の報酬額は、源泉徴収後の金額とする

(費用弁償)

第7条 役員、評議員が公務のため出張した場合には、その者に対し当該出張に要した費用を弁償する。

- 2 費用弁償については、「社会福祉法人天竜厚生会出張旅費規程」による。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(その他)

第9条 本規程に定めるもの以外、必要な事項は評議員会の承認を得て理事長が定めるものとする。

付則 本規程は、平成2年4月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成12年4月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成18年1月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成21年11月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成22年8月2日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成25年4月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成27年4月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成29年4月1日から適用する。
本規程は一部を改正し、平成31年4月1日から適用する。